

調 査 結 果 図

注）配置図及び各階平面図を添付し、防火区画、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。	番号	調査項目
	1	敷地及び地盤
	(1)	地盤
	(2)	敷地
	(3) から (5)	敷地内の通路
	(6) から (7)	塀等
	(8) から (9)	擁壁
	2	建築物の外部
	(1) から (2)	基礎
	(3) から (4)	土台（木造に限る。）
	(5) から (18)	外壁
	3	屋上及び屋根
	(1)	屋上面の状況
	(2) から (5)	屋上周りの状況（屋上面を除く。）
	(6) から (7)	屋根（屋上面を除く。）
	(8) から (9)	機器及び工作物（冷却等設備、等）
	4	建築物の内部
	(1) から (5)	防火区画
	(6) から (16)	壁の室内に面する部分
	(17) から (22)	床
	(23) から (25)	天井
	(26) から (32)	防火設備又は戸
	(33)	照明器具、懸垂物等
	(34) から (35)	警報設備
	(36) から (37)	スプリンクラー設備
	(38) から (41)	居室の採光及び換気
	(42) から (45)	石綿等を添加した建築材料
	5	避難施設等
	(1)	令第120条第 2 項に規定する通路
	(2) から (3)	廊下
	(4) から (5)	出入口
	(6)	屋上広場
	(7) から (10)	避難上有効なバルコニー
	(11) から (22)	階段
	(24) から (26)	排煙設備等
	(27) から (33)	その他の設備等
	6	その他
	(1) から (4)	特殊な構造等
	(5)	避雷設備
	(6) から (9)	煙突
	7	上記以外の調査項目
	(1) から (2)	居室の換気
	(3)	防煙壁（千葉県建築基準法施行細則第13条第 1 項第 2 号イに掲げる排煙設備に係るものを除く。）
	(4) から (5)	非常用の照明装置（千葉県建築基準法施行細則第 13条第 1 項第 2 号ロに掲げるものを除く。）